

「秋田県防災・減災・国土強靭化計画（素案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施について

「秋田県防災・減災・国土強靭化地域計画」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画等として平成29年3月に策定（令和3年9月改定）をし、各種災害へのハード対策及びソフト対策の各事業を一体的に推進する計画です。

今回の改定では、近年の災害等から得た知見を踏まえた計画等、各部局の事業計画等に基づく数値目標の見直し及び次年度に開始する「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～（案）」との整合を図り、計画の名称を「秋田県防災・減災・国土強靭化計画」へ変更することとしています。

については、県民の皆様からの御意見を計画に反映させるため、素案に関する御意見を募集します。

1 計画の名称

秋田県防災・減災・国土強靭化計画（素案）

2 関係資料等の閲覧方法

県ウェブサイトのほか、総務部総合防災課（県庁第二庁舎4階）、総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）、各地域振興局総務企画部地域企画課で御覧ください。

※秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」上の掲載場所

部署別一覧>総務部>総合防災課

3 意見の提出期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月26日（月）まで（必着）

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。（意見書様式をダウンロードして御使用ください。）

5 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出いただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公開します。その際、住所・氏名は、公開しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。また、案に対する賛成のみ又は反対のみの意見については、これらの意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県総務部総合防災課

住 所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目 1－1

電 話：018-860-4505

FAX：018-824-1190

メール：bousai@pref.akita.lg.jp